

各部(局、室)長 様

企画政策部長 鵜澤 初範

平成 25 年度予算編成方針について(依命通達)

わが国の経済は、東日本大震災からの復興需要を背景に緩やかに回復しつつあるものの、政府から発表される月例経済報告では、先行きについては、欧州や中国等、対外経済環境を巡る不確実性から、景気を下押しするリスクやデフレの影響に注意が必要としています。このような経済情勢の中、8 月に閣議決定された国の中期財政フレームでは、平成 25 年度から 27 年度の予算は、平成 24 年度当初予算の額を実質的に下回らないことの方針が示されており、総務省の概算要求でも、地方の安定的な財政運営に必要となる財源を確保することの方針を示しています。一方で、国の 2020 年度までの基礎的財政収支の黒字化の目標を達成するには更なる収支の改善が必要としており、動向を注視していく必要があります。

当市の平成 25 年度における財政状況の見込みは、歳入では、大きな割合を占める市税収入は、個人市民税の減収により、総額でもやや減少するものと見込んでいます。また、国県からの各種交付金、地方交付税などについては、政府、総務省の方針等から前年度と同程度の財源確保はできるものと見込んでいます。

歳出では、義務的経費のうち、人件費は職員給与は減少するものの、共済費の負担割合の改正により総額では増加となっており、また扶助費などの社会保障関連経費も大きく増加するものと見込んでおります。このため通常一般経費と財政調整基金からの繰入を平成 24 年度当初予算と同じ水準とした場合、政策的経費に充てられる一般財源は、縮小せざるを得ない状況となっています。しかしながら現在作業を進めている実施計画の見直しでは、様々な政策課題に対応するための政策的経費が大幅に増額となっていることから、実質単年度収支の黒字を確保することが極めて厳しい状況となっています。

このため平成 25 年度予算編成にあたっては、必要な行政サービスの水準を確保し

ながら、事務事業の見直しを徹底し、一層の経費の抑制により、財源確保に努めることを求めます。さらに限られた財源を効果的に予算配分することを念頭に、下記により編成作業を進めるよう依命通達します。

## 記

### 第1 基本方針

平成23年度決算では、財政健全化判断比率など健全性を示す指標は良好な数値であったが、歳入の根幹となる市税の減少により経常収支比率は上昇し、また財政力指数は低下している。このため当面は、中長期的な財政基盤の強化を図る期間ととらえ、持続可能な財政の確立を目指し、引き続き、歳入規模に合わせた予算編成を行うものとする。

政策的経費に充当できる財源は、平成24年度当初予算と比較すると減少する見込みであることから、新たな事業を行おうとする場合は、財源の確保に努めるとともに、既存事業の見直しや廃止などスクラップアンドビルドを実施し、財政調整基金からの繰入は極力抑制する。

平成25年度予算編成にあたっては、総合計画で目標にしている、選ばれるまちづくり、生産年齢人口の増加、また子育て支援や高齢者福祉の充実、企業誘致など将来を見据えた地域経済の活性化の取り組みを進めるとともに、緊急課題である学校耐震化、放射能対策などの防災対策は優先して進めることとする。

経常的経費については財政構造の弾力性改善と、財政の持続性を確保するため、引き続き抑制に努め、事業の廃止を含め厳しく見直すことで財源の確保を図るものとする。政策を推進する事業についても、限られた財源を有効配分し、緊急性や重要性を見極め、厳選して実施するものとする。

### 第2 要求にあたって

予算要求にあたっては、一般財源は減少傾向にあることを念頭に、常に財源確保の視点をもって要求すること。財源確保は歳入増に限らずコスト削減も含むものであること。

また、これまで当然と考えられていた業務や事業のあり方も含めて、役割や効果を勘案し、廃止、中止など、抜本的な見直しをして、業務コストの削減を進めるため、各部署での自主的な見直しを求める。

### 第3 編成作業

平成 25 年度当初予算編成における予算要求については、経常要求では、義務的経費、準義務的経費、通常一般経費とし、義務的経費、準義務的経費については 9 月に実施した基礎数値調査に基づき、需要見込み等を更に精査し要求すること。通常一般経費については、別に通知する部(局・室)ごとの充当一般財源に係る基準額を要求の上限額とし、一件査定方式により編成するものとする。

臨時要求では、第 4 次総合計画前期基本計画の実施計画に基づき、実施計画の査定額を要求の上限額とし再度精査の上、要求すること。

### 第4 将来債務の削減

市債の発行については、普通交付税の振替である臨時財政対策債が毎年増加していることから建設事業に係るものは厳選し、借入残高の適正な水準を維持する。また世代間負担の公平性の観点から、普通交付税により措置されるものは有効活用していく。

### 第5 留意事項

#### その1. 総括的な事項

##### (1) 予算編成過程の公表について

予算編成にあたっては、要求状況など編成過程を公表するとともに、パブリックコメント、市民向け説明会等を通じて市民の意見を求めていく。このことを念頭に、関係書類について、わかりやすい表現にできるよう努めること。

##### (2) 行政の役割分担の見直し

個々の事業について、時代の変化や市民ニーズが大きく変化している現状を踏まえ、行政が直接行う部分、民間が行う方が適当な部分、市民が主体となって行う部分など、適切な実施主体は誰かを再検討し、見直しを図ること。

##### (3) 権限移譲による新規事業の追加

地方分権改革一括法による権限移譲により佐倉市に事務が移管される事業については、平成 25 年 4 月からの実施に支障を来さぬよう進めること。また必ず財政課と協議をしたうえで要求すること。

#### (4) 予算編成における PDCA の強化

実施計画と予算事業の整合を図ったことにより、平成 23 年度決算、行政評価、実施計画、平成 25 年度当初予算要求までが一連の流れとなり、PDCA サイクルの機能が向上した。要求にあつては、行政評価における指標の目標及び達成状況、今後の課題点及び方向性、事業の必要性、有効性、効率性、公平性について整合性を図ること。またこれらは全て公表することとなるため、分かりやすい表現に努めること。

#### その2. 歳入に関する事項

- (1) 市税については、歳入の根幹をなすものであり、その占める割合も大きいことから過大に見積もりすぎることのないよう、経済情勢や景気の動向などを考慮し適正に見積もること。

また、税の公平性の観点から滞納処分などの収納率向上に向けた対策を積極的に実施すること。

- (2) 使用料・手数料については、市民負担の公平の観点から、受益と負担の適正化を図るとともに、収入未済額の解消に努めること。また利用率の低い施設にあつては、市有資産の有効活用の観点からも利用率の向上や効果的な活用方法を検討すること。
- (3) 国・県支出金については、国庫補助金の一括交付金化が進められているが、国及び県の動向を注視し、積極的な確保に努めること。また各種公益法人からの助成についても情報収集し、本市の施策に合致するものをよく調査し、積極的な活用に努めること。
- (4) 各所属において、創意工夫による新たな財源の確保に努めること。
- (5) 市債の発行については、借金であることを認識し、世代間負担の公平性の観点、交付税措置、後年度負担に十分配慮したうえで要求すること。

#### その3. 歳出に関する事項

- (1) 施設の管理運営経費については、行政の役割分担の観点から民間活力の導入を検討し、指定管理者制度、民間への委託を進めること。
- (2) 情報システム経費については、市民サービスの向上と事務の効率化、費用対効果を十分検討した上で要求すること。また既存のシステムについても利用状況や

有効性を精査し廃止、統合等見直しを行い、効率的なシステム運営を図ること。

- (3) 市補助金については、平成 24 年度に佐倉市補助金検討委員会意見書に基づき見直しを図ったところであるが、引き続き、意見書の主旨を踏まえ、担当部門による補助事業の成果を評価し必要に応じて抑制、削減に努めること。
- (4) 通常一般経費については、別に通知する部(局・室)ごとの充当一般財源に係る基準額を要求の上限額とするので、事業費の過不足については、必ず部局内で協議し調整を図ること。

#### その4.その他の事項

- (1) 特別会計については、その会計内で収支の均衡を確保するよう努め、歳出に見合った、保険税、保険料、使用料などの負担の適正化を図ること。
- (2) 公営企業会計については、企業性格を十分に発揮し、経営のより一層の合理化を図ること。また独立採算の確保に努め、事業収入の確保、業務運営の合理化・健全化を進め財政基盤の強化を図るとともに、その事業目的を達成するよう努めること。
- (3) 一部事務組合については、独立した特別地方公共団体ではあるが本方針の主旨を踏まえて、より効率的な運営に努めるよう要請すること。

#### 第6 予算要求基準等

すべての予算要求は、24 佐財第 377 号「平成 25 年度予算編成事務要領について(通知)」により行うこと。